破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１７３４号
広島市西区中広町１丁目11番21号
債務者　有限会社トヨタ工房
代表者取締役　豊田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９号
鹿児島県霧島市国分川原1049番地
債務者　株式会社西中製作所
代表者代表清算人　下村　吉文
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥丸　真人
4　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
福岡県古賀市千鳥２丁目27番13号
債務者　有限会社兼生工業
代表者取締役　菊平　達也
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田耕一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前10時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２号
長野県松本市高宮北８番12号
債務者　有限会社総合計画
代表者代表取締役　山田　修敬
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　憲臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午前11時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目５番５号
債務者　有限会社日本フロンテイア
代表者取締役　横山　昇一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前10時20分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５５２号
北海道旭川市５条通13丁目1087番地１
債務者　株式会社エーオーエス
代表者代表取締役　若竹　則行
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後３時
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５６号
愛知県小牧市古雅４丁目６番地７
債務者　株式会社秀商事
代表者代表取締役　三谷　俊秀
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後３時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０号
京都市下京区室町通松原下る元両替町256番地２
債務者　ワタイク株式会社
代表者代表取締役　上田　勝一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
大阪市西成区橘２丁目７番23号
債務者　有限会社M．Ｉディスプレイ
代表者代表取締役　井本　正浩
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９９４号
大阪市東淀川区淡路５丁目４番８号
債務者　サンスイ産業株式会社
代表者代表取締役　湊　　雅俊
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井垣　太介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８０号
長野市大字穂保492番地16
債務者　株式会社大高
代表者代表取締役　臼田　政一
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午前10時30分
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第５７号
愛知県豊田市日之出町１丁目15番地12
債務者　近藤　好司
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　美奈
4　破産債権の届出期間　平成23年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年６月６日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
函館市末広町18番３―305号
債務者　高木　　聡（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　憲夫
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４７５号
茨城県つくば市栗原844番地１
債務者　村上　克己
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　秀哉
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地３―1106
債務者　岩本　恵美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　智子
4　破産債権の届出期間　平成23年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部